

特記仕様書

（工事着手日選択契約方式の試行）

- 第1条 本工事は、受注者が人員や資機材を効率的に配置し、生産性の向上を目的とした工事着手日選択契約方式の試行工事であり、別に定める「工事着手日選択契約方式実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。
- 2 本工事では、実施要領第3条で規定する最大準備期間として90日間、実工期として260日間を見込んでいる。
- 3 実施要領第6条に基づき、現場代理人及び主任技術者等の配置する日を工期と別に定める場合は、徳島県土木工事共通仕様書 1-1-1-15「2. 技術者台帳」及び工程表の初回の提出に限り 1-1-1-4「1. 工程表の提出」について、文章中「契約締結後7日以内」を「技術者等の配置開始日から起算して7日以内」に読み替える。

（支払いに関する事項）

- 第2条 本工事の前払い金を請求する場合は、令和8年4月1日以降に請求すること。